

# 香取広域市町村圏事務組合負担金条例

## 香取広域市町村圏事務組合負担金条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 18 号

改正 平成19年 2 月22日 条例第 3 号  
平成20年 2 月21日 条例第 1 号  
平成22年 2 月16日 条例第 1 号  
平成22年10月29日 条例第 9 号  
平成23年 2 月25日 条例第 2 号  
平成24年 3 月30日 条例第 5 号  
平成25年 2 月26日 条例第 1 号  
平成27年 3 月 3 日 条例第 2 号  
平成28年 2 月26日 条例第 4 号  
平成30年11月13日 条例第 4 号  
令和 2 年 3 月 2 日 条例第 3 号  
令和 3 年 2 月25日 条例第 1 号  
令和 6 年10月16日 条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、香取広域市町村圏事務組合規約(昭和 46 年千葉県指令第 1984 号)第 11 条第 2 項の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)の運営及び組合が行う事業につき、関係市町(以下「市町」という。)が負担すべき負担金の負担割合その他必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(負担金の基準)

第 3 条 負担金の基準は、別表左欄に掲げる区分に従い、同表右欄に掲げる負担基準による。

(負担金の額)

第 4 条 負担金の総額は、毎年度、組合の予算で定める額とする。この場合において、管理者は、その予算の原案の作成に当たっては、あらかじめ市町の意見を聴かなければならない。

2 管理者は、前項の規定による負担金の総額を前条の規定による基準に基づいて市町ごとに算定し、関係書類を添えて市町長に通知しなければならない。

## 香取広域市町村圏事務組合負担金条例

### (負担金の納入)

第5条 市町は、前条の規定による負担金を、毎年度4月、7月、10月、1月の区分により負担金額のそれぞれ4分の1を基本とする額を組合に納入しなければならない。

- 2 会計年度内において、負担金の総額を増減し、又はその算定方法を変更した場合において、既に定めた市町ごとの負担金額に異動を生じることとなるときは、前項の規定にかかわらず、管理者が市町の意見を聴いて、その納入の時期及び方法を定めるものとする。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、負担金に関して必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 この条例の施行前において、組合予算に措置された負担金は、この条例によって措置されたものとみなす。
- 3 旧佐原市外五町消防組合及び旧小見川町外2町消防組合がこの条例の施行前においてそれぞれ精算した結果、引き継がれる引継金のうち負担金に係る部分については、この条例により措置されたものとみなす。

### 附 則 (平成19年2月22日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成20年2月21日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成22年2月16日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則 (平成22年10月29日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成23年2月28日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成24年3月30日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成25年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 香取広域市町村圏事務組合負担金条例

附 則（平成 27 年 3 月 3 日条例第 2 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 13 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合負担金条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 2 日条例第 3 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 16 日条例第 10 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

別表（第3条）

区分		負担する区域	負担基準
議会費・総務費	共同処理事務内容		
	組合の運営費経費 市町村計画の策定及びその実施のための連絡調整に関する経費 関係市町職員の共同採用試験に関する経費 関係市町職員の共同研修に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
	清掃総務費に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	人口割100分の100
	不燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する経費		
	1 不燃性廃棄物処理施設の管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の20 人口割100分の30 利用割100分の50
	2 伊地山粗大ごみ処理施設に係る環境衛生連絡協議会負担金に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の30 人口割100分の40 利用割100分の30
	伊地山一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	固定割100分の82.72 固定割100分の14.52 固定割100分の2.76
	第二伊地山一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費		
	1 不燃残渣埋立量割	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の30 人口割100分の70
	2 可燃残渣埋立量割	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の25 人口割100分の75
	織幡一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費	香取市 東庄町	固定割100分の70 固定割100分の30
	火葬場の設置、管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100
	可燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	人口割100分の25 利用割100分の75
	伊地山可燃物処理施設整備事業に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
	牧野し尿処理場の設置、管理及び運営並びにし尿収集に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100
	牧野し尿処理施設整備事業に関する経費		
	1 西部地区人口割 (旧北総西部衛生組合分)	香取市 神崎町	人口割100分の40 利用割100分の60

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

		※旧北総西部衛生組合所管地区に限る。	
	2 東部地区人口割 (旧香取市東庄町清掃組合分)	香取市 東庄町	固定割100分の75 固定割100分の25
	一般廃棄物処理基本計画策定に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	人口割 100分の100
	循環型社会形成推進施設建設事業に関する経費		
	1 管理棟建設及び計量機整備に 関する経費	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
	2 管理棟建設及び計量機整備以外に 関する経費	香取市 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
		※旧香取市東庄町清掃組合所管地区に限る。	
	施設建設に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
消 防 費	常備消防経費		
	1 人件費	香取市 多古町 東庄町	職員数割 100分の100
	2 物件費	香取市 多古町 東庄町	物件費割 100分の100
	非常備消防経費	香取市 多古町 東庄町	消防団経費は、配備市町 の全額負担とする。
公 債 費	伊地山不燃性廃棄物処理施設建設事業債	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の20 人口割100分の30 利用割100分の50
	第二伊地山一般廃棄物最終処分場建設事業債		
	1 西部地区不燃残渣埋立量割 (旧香取広域市町村圏事務組合分)	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の30 人口割100分の70
	2 西部地区可燃残渣埋立量割 (旧北総西部衛生組合分)	香取市 神崎町	均等割100分の25 人口割100分の75
		※旧北総西部衛生組合所管地区に限る。	
	3 東部地区残渣埋立量割 (旧香取市東庄町清掃組合分)	香取市 東庄町	固定割100分の70 固定割100分の30
	伊地山可燃物処理施設整備事業債	神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
	牧野し尿処理施設整備事業債		
	牧野し尿処理施設改修工事事業債	香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100
	循環型社会形成推進施設建設事業債		
1 管理棟建設及び計量機整備に 関するもの	神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
2 管理棟建設及び計量機整備以外に 関するもの	東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
3 管理棟建設及び計量機整備以外に 関するもの(平成29年度債に限る。)	香取市 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
	※旧香取市東庄町清掃組合所管地区に限る。		

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

おみがわ聖苑建設事業債	香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100
常備消防事業債		
1 組合統合後借入常備消防事業債	香取市 多古町 東庄町	物件費割 100分の100
2 旧佐原市外五町消防組合事業債	香取市 多古町	物件費割 100分の100
3 旧小見川町外2町消防組合事業債	香取市 東庄町	世帯数割 100分の100
非常備消防事業債	香取市 神崎町 多古町 東庄町	借入金額割 100分の100

備考

- 1 人口割に用いる人口は、当該予算の属する年度の前年度の10月1日現在における住民基本台帳記録人口とする。ただし、当分の間、香取市については、合併前のそれぞれが属する市町区域の住民基本台帳字別人口を使用する。
- 2 利用割に用いる利用量は、当該予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30日までの利用量とする。
- 3 物件費割は、直近の国勢調査における集計結果の人口割合、世帯数割合及び当該予算の属する前年度の基準財政需要額に算入された消防費の割合の平均とする。
- 4 職員数割は、常備消防施設設置市町ごとの消防吏員職員数に消防本部職員数を物件費割により市町ごとに算出したものを加えた職員数の割合とする。
- 5 世帯数割に用いる世帯数は、当該予算の属する年度の前年度の10月1日現在における住民基本台帳記録世帯数とする。
- 6 借入金額割に用いる金額は、当該起債の借入時の市町ごとの金額とする。
- 7 埋立量割に用いる埋立量は、当該予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30日までの埋立量とする。
- 8 平成16・17年度実施の第二伊地山一般廃棄物最終処分場建設事業債に係る埋立量割は、起債借入年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30日までの埋立量割合に固定とする。

平成16年度借入時埋立量割

旧香取広域市町村圏事務組合	15.80%
旧北総西部衛生組合	51.94%
旧香取市東庄町清掃組合	32.26%

## 香取広域市町村圏事務組合負担金条例

### 平成 17 年度借入時埋立量割

旧香取広域市町村圏事務組合	18.68%
旧北総西部衛生組合	49.24%
旧香取市東庄町清掃組合	32.08%

9 旧佐原市外五町消防組合事業債に係る物件費割は、平成 16 年度から平成 18 年度の旧佐原市外五町消防組合管内の物件費割の平均値とする。

10 平成 22 年度実施の牧野し尿処理施設整備事業に係る人口割は、平成 21 年 10 月 1 日現在の旧北総西部衛生組合管内及び旧香取市東庄町清掃組合管内の住民基本台帳記録人口に固定とする。

旧北総西部衛生組合	52.82%
旧香取市東庄町清掃組合	47.18%

11 昭和 62 年度建設の伊地山一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費の内、旧北総西部衛生組合管内の地区が負担する負担金は、旧香取市東庄町清掃組合が所管する地区が負担する負担額を減じて得た額に次の負担割合を乗じて得た金額とする。

均等割 100 分の 30  
人口割 100 分の 70

12 牧野し尿処理施設改造工事事業債については、香取市の利用割が平成 22 年度実施の牧野し尿処理施設整備事業に関する経費の負担割合（以下「平成 22 年度香取市負担割合」という。）を超えない場合は香取市の負担はないものとする。ただし、香取市の利用割合が平成 22 年度香取市負担割合を超える場合は、その超過分を香取市の利用割合とする。